平成２１年（フ）第２６９号
山形市元木２丁目11番12号
債務者　高橋　吉蔵
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７０号
山形市元木２丁目11番12号
債務者　高橋三代子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７１号
山形市元木２丁目11番12号
債務者　高橋　　弘
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７２号
山形市元木２丁目11番12号
債務者　高橋　明美
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８５号
山形市清住町３丁目６番２号　コーポイナゲ１号、申立時の住所山形県寒河江市字下河原110番地の６
債務者　中野　美喜
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９４号
山形県天童市糠塚２丁目８番12号
債務者　設楽　秀人
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１６号
山形市印役町２丁目６番20号
債務者　栃木なおみ
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２６号
山形市桧町２丁目４－２　パウザ桧町205、住民票上の住所山形県東村山郡山辺町大字山辺2223番地16
債務者　村岡　和則
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２７号
山形市元木２丁目10番18―７号
債務者　工藤　茂子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３０号
山形市長町２丁目10番５―４号
債務者　加藤　孝志
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３２号
山形県上山市北町１丁目１番22号
債務者　久保田欣志
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９３３号
愛知県愛西市大野町茶木284　アーバン橘２Ｂ、住民票上の住所愛知県愛西市善太新田町十一下46番地１　シティーコープ富吉703号
債務者　朝長貴美男
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９３４号
愛知県愛西市大野町茶木284　アーバン橘２Ｂ、住民票上の住所愛知県愛西市善太新田町十一下46番地１　シティーコープ富吉703号
債務者　朝長　華江
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５７７号
函館市谷地頭町10番３号
債務者　齊藤　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５７８号
函館市谷地頭町10番３号
債務者　齊藤　絹子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５８１号
函館市昭和２丁目11番６号
債務者　野田　将則
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５８９号
函館市戸倉町33番16―302号
債務者　藏品　明美
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
函館地方裁判所